部局名称	事業名称	細事業名称	本年度事業費	本年度県費	事業概要(目的)	政策体系名称
総務部	地方消費税清算金	都道府県清算金	46,989,954	46,989,954	各都道府県に納付された地方消費税は消費に関連した基準 (商業統計の小売年間販売額、経済センサス活動調査のサー ビス業対個人事業収入額等)によって、都道府県間において 清算を行う。清算時期:2~4月5月に清算5~7月8月に清算8 ~10月11月に清算1~1月2月に清算	行財政改革の推進 による県財政の的 確な運営
総務部	利子割交付金	市町交付金	383,778	383,778	県民税利子割税収額に政令で定める率 (99/100) を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額 (3ヶ年分) に按分して当該市町に交付する。平成29年3月~平成30年2月までの県民税利予割税収額を対象とする。交付時期:3~7月8月に交付8~11月12月に交付12~2月3月に交付	行財政改革の推進 による県財政の的 確な運営
総務部	配当割交付金	市町交付金	1,787,514	1,787,514	県民税配当割税収額に政令で定める率 (99/100) を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額 (3ヶ年分) に按分して当該市町に交付する。平成29年3月~平成30年2月までの県民税配当割税収額を対象とする。交付時期:3~7月8月に交付8~11月12月に交付12~2月3月に交付	行財政改革の推進 による県財政の的 確な運営
総務部	株式等譲渡所得割交付金	市町交付金	238,788	238,788	県民税株式等譲渡所得割税収額に政令で定める率 (99/100) を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額 (3ヶカ年 分)に按分して当該市町に交付する。平成29年3月~平成30 年2月までの県民税株式等譲渡所得割税収額を対象とする。 交付時期:3月に交付	行財政改革の推進 による県財政の的 確な運営
総務部	地方消費税交付金	市町交付金	28,535,158	28,535,158	清算後の地方消費税収入額の1/2を、市町に対して人口及び 従業者数に按分して交付する。平成29年2月~平成30年1月ま での清算後の地方消費税収入額を対象とする。交付時期:2 ~4月6月に交付5~7月9月に交付8~10月12月に交付11~1月3 月に交付	行財政改革の推進 による県財政の的 確な運営
総務部	ゴルフ場利用税交付金	市町交付金	1,247,695	1,247,695	ゴルフ場利用税の収入額の7/10に相当する額をゴルフ場利用 税交付金として、ゴルフ場が所在する市町に交付する。平成 29年3月~平成30年2月までのゴルフ場利用税収入額を対象と する。交付時期:3~7月8月に交付8~11月12月に交付12~2 月3月に交付	行財政改革の推進 による県財政の的 確な運営
総務部	自動車取得税交付金	市町交付金	1,725,154	1,725,154	自動車取得税収入額に政令で定める率 (95/100) を乗じた額に7/10に相当する額を市町に対し、市町道の延長及び面積に按分して交付する。平成29年4月~平成30年3月までの自動車取得税収入額を対象とする。交付時期:4~7月8月に交付8~11月12月に交付12~3月3月に交付	行財政改革の推進 による県財政の的 確な運営
総務部	利子割精算金	関係都道府県精算金	300	0	法人の利子所得に対して二重課税される県民税法人税割と利子割は、法人が確定申告で、法人税割から利子割分を控除して申告する(控除しきれない場合還付を受ける)ことで調整されるものであるが、当該利子割の納入都道府県と、控除・遺付する都道府県と、投験・遺付する都道府県と、投入なることから都道府県間で精算を行う。精算時期:1~5月7月に精算6~9月11月に精算10~12月2月1日に精算	行財政改革の推進 による県財政の的 確な運営